

有効期間満了日 令和5年3月31日
熊広県第460号
令和4年10月3日

犯罪被害者支援活動等に関する広報活動の推進について（通達）

見出しのことについては、「令和4年「熊本県警察月間等及び月別広報重点」について（通知）」（令和3年12月15日付け熊警第449号）のとおり、本年11月の広報重点を「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」と定め、警察が実施している犯罪被害者支援活動及び犯罪被害給付制度等の周知を図り、その利用と犯罪被害者支援活動への参加を促進することとしている。

また、毎年11月25日から12月1日までの期間は、「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）において、「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等への理解の促進を図るための啓発事業を集中的に実施することとされている。

各所属にあつては、この趣旨を踏まえ、下記のとおり犯罪被害者支援活動等に関する広報啓発活動を推進されたい。

記

1 目的

被害者等が置かれている状況やそれらを踏まえた支援の必要性について県民の理解を深め、社会全体で被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運の醸成を図るとともに、県警察と公益社団法人くまもと被害者支援センター（以下「被害者支援センター」という。）を始めとする民間団体と連携して実施している犯罪被害者支援活動や、犯罪被害給付制度の内容を広く県民に周知して、これらの利用と犯罪被害者支援活動への参加促進を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和4年11月1日（火）から同年12月1日（木）まで

3 広報すべき事項

- (1) 犯罪被害者等の現状と支援の必要性
- (2) 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度
- (3) 県警察で行っている犯罪被害者支援に係る各種施策
- (4) 被害者支援センターが実施している犯罪被害者支援に係る各種活動
- (5) 性犯罪被害相談電話全国共通番号「＃8103（ハートさん）」を始めとする犯罪被害者等のための相談窓口
- (6) 被害者支援センターへの財政的援助に資する「ホンデリング～本でひろがる

支援の輪～」等の制度

4 広報手段等

- (1) ポスター、リーフレット、チラシ等の配布・掲示
- (2) 各地区被害者支援連絡協議会等の開催
- (3) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の活用
- (4) 警察署等備え付けの電光掲示板等の活用
- (5) 警察及び関係機関団体等の広報紙、ホームページ等の活用
- (6) 被害者等や被害者支援センター職員による講演
- (7) 県警ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）その他広報啓発上効果的と認められる方法
- (8) 各種イベント等、あらゆる機会を活用した広報啓発活動の実施

5 効果的な広報啓発活動

各所属にあつては、被害者支援センターを始め、知事部局や市町村の被害者支援の担当窓口、学校、教育委員会等の関係機関・団体との連携にも十分配慮し、各所属の実情に応じた効果的な広報啓発活動の推進に努めること。

6 警察職員によるホンデリング活動

ホンデリング活動は、不要になった本などを寄附することで犯罪被害者支援活動に貢献できる取組であることから、一人1冊以上の寄附を目標とし、積極的に取り組むこと。

7 報告

本通達に基づく広報啓発活動の実施結果は、申報（様式は問わない。）により、12月8日（木）までに広報県民課（犯罪被害者支援室取扱）を経由して報告すること。

8 賞揚

各所属からの報告に基づき、実施期間中における広報啓発活動を特に積極的に実施した所属及び警察職員に対する表彰を予定している。

9 備考

- (1) 広報県民課犯罪被害者支援室では、命の大切さを学ぶ教室の開催や教育招集における講師の紹介、広報用のチラシ等の提供など各所属の取組に対する支援を行うこととしている。
- (2) 広報用のチラシ等については、今後、広報県民課公開キャビネットに掲載するので、これらを効果的に活用した広報活動を行うこと。